

春日部市規則第 59 号

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 9 月 14 日

春日部市長

岩谷 弘

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（平成17年規則第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(受給資格の登録) 第3条 2 (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類 (請求) 第5条 3 市長は、条例第8条第2項の規定による支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。	(受給資格の登録) 第3条 2 (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証 (請求) 第5条 3 市長は、条例第8条第2項の規定による支払に関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）又は社会保険診療報酬支払基金埼玉支部（以下「支払基金」という。）に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。